

平成21年第6回

上里町議会定例会会議録

第 5 号

9月18日（金曜日）

平成21年第6回上里町議会定例会会議録第5号

平成21年9月18日（金曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第19 (町長提出認定第1号)平成20年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 (町長提出認定第2号)平成20年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 (町長提出認定第3号)平成20年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 (町長提出認定第4号)平成20年度上里町高期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 (町長提出認定第5号)平成20年度上里町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 (町長提出認定第6号)平成20年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第25 (町長提出認定第7号)平成20年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第26 (町長提出認定第8号)平成20年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第27 (町長提出認定第9号)平成20年度上里町水道事業決算認定について
- 日程第28 請願について
- (請願第18号)農地法の「改正」に反対する請願書
- (請願第19号)場外車券売場建設に関する請願書
- (請願第20号)所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願書
- 日程第29 (町長提出議案第60号)地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例について
- 日程第30 (町長提出議案第61号)児玉郡市広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第31 (町長提出議案第62号)教育委員会委員の任命について

出席議員（12人）

1 番	高 橋 正 行 君	2 番	齊 藤 邦 明 君
3 番	納 谷 克 俊 君	4 番	中 島 美 晴 君
5 番	荒 井 肇 君	6 番	新 井 實 君
8 番	高 橋 仁 君	9 番	伊 藤 裕 君
10 番	根 岸 晃 君	11 番	桜 井 彪 君
13 番	桜 井 正 君	14 番	小 暮 敏 美 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	関 根 孝 道 君	副 町 長	山 下 精 治 君
教 育 長	山 下 武 彦 君	総 務 課 長	久 保 勉 君
総合政策課長	高 野 正 道 君	税 務 課 長	福 島 雅 之 君
町民環境課長	清 水 澄 雄 君	福祉こども課長	飯 塚 邦 男 君
健康保険課長	高 杯 一 美 君	まち整備課長	岩 田 貞 祐 君
産業振興課長	大 場 信 也 君	下水道課長	豊 田 昇 君
人権共生課長	山 田 和 雄 君	学校教育課長	柴 崎 久 男 君
指 導 室 長	丸 山 修 君	生涯学習課長	庄 邦 雄 君
水 道 課 長	澁 澤 秀 実 君	図 書 館 長	齊 藤 直 君
老人センター所長	関 根 信 夫 君	会 計 管 理 者	戸 矢 三 樹 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	戸 矢 隆 光	次 長	須 田 孝 史
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時00分開議

○議長（根岸 晃君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

◎日程の追加について

○議長（根岸 晃君） お諮りいたします。

ただいま町長から議案第60号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例についての件、議案第61号 児玉郡市広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての件、議案第62号 教育委員会委員の任命についての件、以上の3件が提出されました。

この際、これらを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例についての件、議案第61号 児玉郡市広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての件、議案第62号 教育委員会委員の任命についての件、以上3件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎日程第29 町長提出議案第60号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例について

○議長（根岸 晃君） 日程第29、町長提出議案第60号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山下精治君） 御提案申しあげました議案第60号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例についての提案を申しあげるわけであります。

初めに、提案理由を申し上げたいと思いますが、定住自立圏形成協定を締結し、もしくは変更し、または同協定の廃止を求める旨を通告することについて議会の議決事件とする必要があるため本案を提出するものであります。

主な概要でありますけれども、本条例の制定に当たっては、地方自治法第96条に議会の議決

に関する規定がございますが、同法の第2項は、第1項で規定されている事件について個別に議会の議決事件として定めることができるものであります。

総務省は、平成20年12月に定住自立圏構想推進要綱を制定いたしました。本県で定住自立圏構想の中心市の要件を満たします市は、本庄市と秩父市であります。本日、本庄市が本要綱の規定に従いまして中心市宣言を行うことのであります。周辺市町村と定住自立圏形成協定に向けた協議が進行することになるわけでありまして。

つきましては、定住自立圏形成協定の締結や変更または同協定の廃止を求める旨を通告する場合について、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決事件といたすものであります。

附則でございますけれども、附則で施行期日を公布の日から施行するものと規定をいたしているところであります。

なお、協議を進めることとなりますので、児玉郡市の市町におきましても同様の議会の議決事件としてなるべく議会に提案をいたしているところであるようにあります。

以上をもちまして地方自治法第96条第2項の規定によります議会の議決すべき事件に関する条例についての提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

若干補足をさせていただきますが、御承知のとおり地方自治法の96条に「普通地方公共団体の議会は、次に、掲げる事件の議決をしなければならない」ということで第1項の条例を設け、「または改廃をすること」から始まりまして15の案件があるわけでありましてけれども、今回につきましては、その中に該当いたしておりませんので、2項で新たにこの条例を制定いたしまして、議決事件であるということを決めるものであるわけでありまして。

今回の条例につきましては、協議会の協議の議決ではございませんでして、今後、具体的に協定が結ばれるわけでありましてけれども、そのときには、締結の場合には議会の議決をするということの案件を決める基本的な条例の制定であるというふうに御理解いただきたいということでございまして、これが協定の議決であるということではございませんので、御理解いただきたい。

これから、先ほど申し上げましたとおり児玉郡市で協定され、個々にいろいろな事項が出てくるわけでありましてけれども、それらを一つ一つ、協定を結ぶ場合には議会の議決をしていくということになりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上が内容であります。

○議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第60号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第30 町長提出議案第61号 児玉郡市広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（根岸 晃君） 日程第30、町長提出議案第61号 児玉郡市広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（山下精治君） 御提案申し上げました議案第61号 児玉郡市広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について提案説明をさせていただきたいと思います。

提案理由でありますけれども、平成21年3月31日をもって広域行政圏計画策定要綱——平成12年3月31日地方自治法第53号によるものでありますけれども——が廃止されたことに伴いまして、児玉郡市広域市町村圏組合が共同処理する事務のうち、広域市町村圏計画及び事業実施の連絡調整に関する事務を廃止するため、同組合の共同処理する事務及び同組合規約を変更することについての協議したものであります。地方自治法第290条の規定によりまして本案を提出するものであります。

主な改正点でありますけれども、児玉郡市広域市町村圏組合は、昭和45年4月に埼玉県知事から指定を受け、同年9月に児玉郡市広域市町村圏組合議会が発足し、翌昭和46年に児玉郡市広域市町村計画を策定し、現在まで39年が経過をいたしましたところであります。しかし、近年の社会経済情勢は、市町村合併の推進の中で、都道府県知事が圏域を指定し行政機能の分担を推進してきました広域市町村計画も当初の役割を終えたものと考えておるわけであります。

総務省は、広域行政計画策定要綱を本年3月31日付で廃止といたしましたわけであります。児玉

郡市広域市町村圏組合は、この要綱の廃止を受けて、共同処理する事務の変更と規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項の規定により構成市町村の協議を行うものであります。

規約の改正点、規約の変更についての内容でありますけれども、児玉郡市広域市町村圏組合規約第3条で共同処理する事務を定めておるわけではありますが、第1号の「児玉郡市広域市町村圏計画及び事業実施の連絡調整に関すること」を削除し、2号を1号といたしまして、3号から15号までを1号ずつ繰り上げをいたすものであります。

附則第1項ただし書き及び第2項中に、第3条に規定する共同処理する事務を、第3条の改正にあわせて同様の条項を改正するものであります。

附則でありますけれども、構成市町村の議会議決・協議後、速やかに埼玉県知事に申請を行いまして、許可を得て、平成22年1月1日を施行期日としているわけであります。

以上をもちまして児玉郡市広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について提案説明を申し上げたわけであります。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます次第でございます。

補足でありますけれども、これは広域圏業務の全体計画の中では何ら変わりはないわけでありまして、その中の地方自治法の改正によりまして共同支援の計画を削除するというような内容でございますので、御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

以上であります。

○議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第61号 児玉郡市広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更についての件を起立により採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第31 町長提出議案第62号 教育委員会委員の任命について

○議長（根岸 晃君） 日程第31、町長提出議案第62号 教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（関根孝道君） 御提案申し上げました議案第62号 教育委員会委員の任命について説明を申し上げます。

教育委員会委員の本堂公子さんが本年9月30日をもって任期満了となりますので、新たに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によって任命したいので、議会の同意をいただきたく、ここに御提案を申し上げた次第でございます。

それでは、教育委員会委員について御紹介を申し上げます。

齊藤玲子さんは、大字七本木3648番地の5に在住し、昭和28年1月1日生まれで、現在56歳でございます。齊藤さんは、大学卒業後、昭和50年4月に埼玉県教育委員会教員として採用され、熊谷市立小学校に赴任され、その後、本庄市、旧児玉町の各小学校に長年にわたり勤務され、平成19年3月をもって退職されました。齊藤さんの人格・識見は申し分なく、多年にわたる教員生活を通じて学校教育活動にも精通されておることから教育委員として適任であると考えますので、御同意をいただきたく御提案申し上げる次第でございます。慎重審議をいただきまして御議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（根岸 晃君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は、順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第62号 教育委員会委員の任命についての件を起立により採決いたします。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、本件は同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

午前9時16分休憩

午前9時30分再開

○議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-
- ◇
- ◎日程第19 町長提出認定第1号 平成20年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第20 町長提出認定第2号 平成20年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第21 町長提出認定第3号 平成20年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第22 町長提出認定第4号 平成20年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第23 町長提出認定第5号 平成20年度上里町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第24 町長提出認定第6号 平成20年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第25 町長提出認定第7号 平成20年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第26 町長提出認定第8号 平成20年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
 - ◎日程第27 町長提出認定第9号 平成20年度上里町水道事業決算認定について

○議長（根岸 晃君） これより平成20年度上里町一般会計歳入歳出決算及び平成20年度上里町特別会計歳入歳出決算並びに平成20年度上里町水道事業決算についての件を各常任委員会に決算内容の審査を付託しておきましたが、常任委員会の審査が終了いたしましたので、決算審査の結果を各常任委員長より報告を求めます。

総務経済常任委員長、高橋正行議員。

〔総務経済常任委員長 高橋正行君発言〕

○総務経済常任委員長（高橋正行君） 総務経済常任委員長の高橋正行です。

当委員会に付託となりました平成20年度上里町一般会計決算、同国民健康保険特別会計決算、同神保原駅南土地区画整理事業特別会計決算、同公共下水道事業特別会計決算並びに同農業集落排水事業特別会計決算で、総務課、総合政策課、下水道課、産業振興課、会計課、議会事務

局、まち整備課、税務課が担当する分の決算審査を去る9月9日から14日までの期間で、担当課長及び担当職員の出席を求めて、決算書・決算説明書等をもとに慎重審査を行いましたので、各課（局等）の概要を報告いたします。

なお、当委員会に付託となった分の決算については、すべて認定すべきものと決定いたしましたので、報告いたします。

以下、各課の概要の審査を行った順に報告をさせていただきます。

初めに、総務課について報告いたします。

総務課につきましては、秘書人事係、庶務係、管財契約係、安全まちづくり係の4係で構成され、職員13名、そのうち1名は地域安全安心まちづくりの推進委員であります。

それでは、係ごとに決算審査概要を申し上げます。

秘書人事係の主な事務は、町議会の招集や議案調整、法制執務を初め職員の人事、給与、研修、職員厚生に加えて、町長などの執行者の秘書などを所管しております。

議会関係では、4回定例会と3回臨時会で計7回を招集し、町長提出議案は87議案であります。また、例規関係では、条例、規則等の制定、一部改正などで90件であり、公布手続や例規追録が行われております。

職員数ですが、定員管理計画に基づきまして、平成21年4月1日現在での人員は182名となっており、平成17年4月1日と比較いたしますと既に17人減と着実に削減が進行しております。

給与関係では、平成20年8月の人事院勧告に沿って、給与についての改定勧告はありませんでしたが、勤務関係では、1日の勤務時間を7時間45分に短縮し、休憩時間の廃止等を行っております。

給与水準で申し上げますと、指標となりますラスパイレス指数は96ポイントと昨年に比べ1.2ポイントの増加となっており、3年連続での増加となっております。

臨時職員について、各種行政サービスや運営に当たって欠くことのできない役割を担っていることから、その処遇について質疑が行われましたが、勤務条件の改善に努めていただきたいと思います。

職員研修につきましては、児玉郡市広域市町村圏組合や広域連合主催による職域研修、専門研修が行われ、延べ87人の職員が参加しております。

なお、研修成果のあり方についての質疑が行われましたが、今後の検討課題ではないかと思っております。

職員の人事管理では、庁内プロジェクトチームを設置し、懸案でありました人材育成基本方針が策定されたほか、職員の自主申告や勤務評定などの実施状況が報告されました。自主申告の活用や職員処分後のフォローアップや人事異動などについて質疑が行われ、今後の改善に当

たつての意見交換も行われましたが、職員数の削減が進む中で、人材育成の必要性が高まっておりますので、時代の要請にこたえられる職員の育成に努めていただきたいと思います。

新行政改革推進プランの進行状況では、平成19年度における費用節減効果が約3億74万円でありまして、平成20年度においても7項目について推進事項を定め、推進プランに沿った事項が着実に行われております。

次に、庶務係であります。主な事務といたしましては、文書管理や情報公開、広報・広聴初め区長会、選挙管理委員会、公平委員会事務などを所管しております。

文書の収受を初めとした文書管理では、ファイリングシステムの管理を徹底するため、各課等に管理状況について担当職員から定期的な指導が行われたほか、文書廃棄についても同様に実施されており、引き続き適正な文書管理の推進が必要であります。

郵便発送業務では、25万3,000通を取り扱うなど大変な数量を取り扱っており、経費節減にメール便等を利用するなどコストを下げる工夫をいたしております。

情報公開事務では、任意公開請求5件に対して情報公開が行われたほか、町長への手紙では40通を受理し、回答を希望された28通に対して回答が行われました。

「広報かみさと」が月に1回発行され、各家庭に区長さんを通じて配布されておりますが、広報に有料広告制度が導入され、掲載料として36万8,000円が収納されております。この金額は、広報紙約1カ月分の印刷代に相当するものですが、広告の掲載についての質疑が行われ、今後の運用に対する意見交換等も行われましたが、意見を踏まえた検討をお願いしたいと思えます。

選挙管理委員会では、定時登録事務に加え、平成21年5月から裁判員制度の開始に伴い裁判員候補者の選出を行うため、選挙システム改修を実施いたしております。

農業委員の任期満了に伴い、7月6日執行の農業委員会委員一般選挙では、無投票により15人が当選となりました。

続きまして、管財契約係ですが、庁舎管理を初めとする財産管理事務、契約入札契約事務、工事等検査事務及びISO推進事業事務等を所管しております。

ISO事業では、庁舎や出先公共施設からごみ類の減量化や再資源化が行われ、可燃ごみの排出量やガソリン等使用料は目標を上回る削減が行われ、分別ごみの類の再資源化などによって二酸化炭素の削減が行われております。

認証取得しましたISO14001も6年が経過し、これまでに見直しの意見がございましたが、検討が行われた結果、今年3月31日に登録取り下げ申請が行われております。認証登録は廃止されても地球環境への取り組みは重要なことですので、これまでに取り組まれたことはできる限り継続していただきたいと思います。

契約事務では、入札件数76件、随意契約111件の契約が行われ、工事・委託等検査業務では89件が行われております。随意契約については、資料として一覧表の提出も求めたところであります。また、埼玉県との共同電子入札システムに参加するため、町が管理する参加業者名簿等の移行データが作成されましたが、今後、共同電子入札システムの運用開始が待たれます。

財産管理では、普通財産の貸し付け、行政財産の使用許可が40件でありまして、不用となった財産は5件、234.7平方メートルが払い下げとなっておりますが、個々の払い下げ単価についての報告を求めました。

庁舎管理ですが、庁舎の維持管理に要する費用は約6,700万円となっておりますが、修繕内容や案内業務を中心に質疑が行われましたが、引き続き経費の削減に努めていただきたいと思います。

続きまして、安全まちづくり係ですが、地域の防犯活動、各種防災事業の啓発推進や消防団、火災や台風などの災害対策等を所管としております。

消防団活動では、団員の確保の難しさが叫ばれている中、定員110名を確保し、充足率100%であります。火災時の消火活動はもとより、火災予防や防火思想の啓発に努め、火災時に備え、日々訓練、点検等を行っております。団員の活動を支える家族の負担にも感謝しておりますが、家族への慰労の充実を求める意見がありました。

第1分団の消防自動車は入れ替え時期を迎えて、新たな消防自動車購入が行われ、不用となりました消防自動車は、隣の神川町へ80万円で売却され、引き続き消防業務に活用されております。

防犯まちづくり事業では、地域安全安心まちづくり推進委員が、毎日、町内巡回パトロールを実施しているほか、防災行政無線を活用した放送を実施しています。また、自主防犯パトロールを実施しています8団体に対し、防犯グッズの提供や補助金の交付などの支援が行われており、住民が参加する自主防犯活動の充実が期待されます。

災害対策事業では、補助事業として、河川の氾濫が起きたことを想定した洪水ハザードマップが1万3,000部作成されました。これは全戸に配布されております。

次に、総合政策課について報告いたします。

初めに、総合政策係の審査内容を報告いたします。

上里サービスエリア周辺地区整備事業は、民間事業者と締結した覚書を平成19年12月に解除したことや平成13年の土地改良事業採択時からの社会経済状況の変化や都市計画法改正、町財政状況の厳しさなどを踏まえ、平成20年5月に上里サービスエリア周辺地区整備事業計画見直し庁内検討委員会を設置し、より実現性の高い計画とするための見直しを行い、11月に変更計画案を取りまとめました。議会上里西部土地改良事業等調査研究特別委員会においても変更計

画案の説明を受けたところであります。今後は、見直し案の具体化に向け、道路築造やスマートインターチェンジ、企業誘致を推進し、一日も早い事業完了を目指し、積極的に取り組むことを望むところです。

次に、上里町行政評価モデル実施。新規の取り組みとして、平成20年度から上里町行政評価モデル実施要綱に基づく行政評価が2カ年の試行実施として導入されました。試行実施後は、その結果を踏まえ、事業の選択と集中を進め、より効率的な行政運営を行うため取り組みが行われることを期待いたします。

次に、世界同時不況に対する国の経済対策として、平成20年度は地域活性化生活対策臨時交付金、緊急安心実現臨時交付金、定額給付金の事業が創設され、道路整備や老朽化した学校や保育園、公共施設の改修等に活用されたところです。

次に、上里町勤労者総合文化センターの運営についてですが、指定管理者制度を導入し、財団法人上里町勤労文化協会が管理・運営を行ってきたわけであります。昨年12月から法律が完全施行された公益法人制度改革と関連して、財団や指定管理者制度のあり方について検討されることを要望いたします。

コミュニティ事業では、コミュニティ企画実行委員会主催で11月2日に開催された2008かみさとふれあいまつりの助成や古新田行政区に対して自治振興センターの宝くじ助成、コミュニティ協議会に対する助成などを行いました。

次に、情報化の推進ですが、平成20年度においては、住民基本情報、税情報等の基幹系システム並びに財務会計、ファイルサーバー、グループウェアなどの情報系システムの運用管理を行うとともに、新規に基幹系システムの第2次バックアップシステムの導入、情報系のプリンター入れ替えなどを行いました。地方自治体は、膨大な個人情報を扱っております。情報化の推進にあわせて、情報セキュリティに対する重要性が非常に高くなっております。特に職員のセキュリティ意識の向上に引き続き取り組みことを要望いたします。

平成18年から埼玉県市町村電子申請共同システムを導入し、43手続の電子申請が可能となり、電子自治体に向け一歩前進いたしました。今後は、町民へのPRを図り、利用率の一層の向上を要望いたします。

町ホームページにつきましては、最新の情報を掲載できる情報媒体でございます。内容の充実と小まめな更新をお願いするところであります。

また、今後の情報化の推進に当たっては、機器やシステム導入に伴う費用対効果の検討などを行い、効率的なシステムの導入・運用をお願いいたします。

次に、財政系の審査の内容を報告いたします。

一般会計の歳入歳出決算ですが、世界的経済危機の影響を受け、国からの地域活性化・生活

対策臨時交付金などを活用し財政運営を行ったものの、歳入総額は前年対比4.2%の減額、歳出では3.4%の減額となっているなど、歳入歳出とも前年を下回りました。

歳入については、町税をはじめ、ほぼすべての科目で減額になっております。特に地方交付税は、平成19年度と比較し9,680万2,000円と減額になったほか、定額給付金や子育て応援特別手当が翌年度へ繰り越しになるなどしたため、国県支出金も減額になりました。地方債については、前年度の事業減や臨時財政対策債の減額により、前年度より6,674万8,000円少ない3億5,514万8,000円でした。

歳出については、新行財政改革推進プランの推進や職員定員管理計画により人件費が削減され、普通建設事業や公債費の償還も減額になっています。

一方で、本庄上里学校給食組合の建設負担金等一部事務組合に対する負担金や特別会計の繰出金が増加するなど、今後もこの傾向が続くと思われます。

また、町は、上里町土地開発公社に先行取得依頼をした公共用地の買い戻しを平成20年度で終了しました。

今後も事務事業の見直しなどの行財政改革に積極的に取り組み、町行政の効率化と財政の健全化を図っていくことを要望するものであります。

次に、下水道課について報告いたします。

下水道課は、一般会計での合併処理浄化槽設置整備事業と特別会計での公共下水道事業及び農業集落排水事業を行っております。これらの事業のうち、合併処理浄化槽設置整備事業と公共下水道事業につきましては、地域再生法第5条第4項の規定に基づき、平成21年度までの5カ年の上里町清流再生計画の認定を平成17年11月22日に内閣府より受けて推進いたしておるところであります。

まず初めに、合併処理浄化槽設置整備事業であります。公共用水域の水質の汚濁を防ぐとともに生活環境の改善を図ることを目的としており、し尿及び家庭雑排水を処理する合併処理浄化槽を新設及び転換する者に対し、費用の一部を補助しています。

なお、平成20年度は、新設が50基、くみ取り式からの転換6基、単独浄化槽からの転換が4基の補助を行ったところであります。

また、建築基準法の一部改正による合併処理浄化槽の設置が義務化されたことにより、来年度から、新設につきましては補助が廃止されること並びに転換補助額が増額されることとなっております。この事業の目的を達成するために積極的な推進をお願いするところであります。

次に、公共下水道事業であります。汚水の収集・処理等の機能を有し、生活環境の改善や公衆衛生の向上、さらには河川等の公共用水域の水質保全を図るために欠かすことのできない施設であります。

この施設の事業認可を受けました神保原町の一部区域・八町河原区域・忍保区域の98ヘクタール及び平成20年8月に児玉工業団地の30ヘクタールが追加されました総面積は128ヘクタールでございます。平成22年4月の供用開始を目指して順調に管渠築造工事等が施工されているところでありますが、今後とも関係住民の接続等の説明会も含めまして、この事業の積極的な推進をお願いするところであります。

次に、農業集落排水事業であります。上郷久保区域のし尿及び家庭雑排水の汚水等を処理する施設を整備し、用排水路の水質保全及び機能維持並びに農村環境の改善を図り、あわせて公共水域の水質保全を図るための事業であり、平成16年4月に供用開始され、現在は、その施設の維持管理を行っているところであります。この維持管理につきましては、一般会計から多額の繰り入れがされていることから、滞納者への早期完納推進並びに未接続世帯への推進をお願いするとともに、今後、この事業のあり方を検討すべきであると思われまます。

次に、産業振興課について報告いたします。

産業振興課は、農政商工係、農地係、地域整備係の3係があります。

農政商工係は、地域水田農業推進事業、農業振興地域整備計画管理事業、有機100倍運動推進事業、農業関係団体等の活動支援事業、農業関連教育事業をはじめとする農業振興事業、中小企業融資制度、保養施設利用補助制度、住宅改修資金補助金交付事業、消費生活対策事業等を初めとする商工業振興事業、労働対策事業や統計調査、緑化推進事業など幅広い業務を担当いたしております。

農地係は、同係が農業委員会の事務局を担当し、毎月開催される農業委員会の議案審議や農地活用促進事業、農業者年金事務事業、農地保有合理化事業等を担当いたしております。

地域整備係は、上里土地改良区、上里西部土地改良区の運営や農業集落排水事業の事業推進等を担当しています。

審査で出された意見等について報告すると、米の生産調整については、町全体の対象水田は545ヘクタールで、そのうち生産目標面積は対象水田の61%に当たる332.8ヘクタールであるが、畑に水稻が作付されているところなどがあり、関東農政局が統計情報としてとらえている平成20年度産主食用米の作付面積は419ヘクタールとのことで、過剰作付となっているのではないかと指摘もあるとのことであります。生産目標面積が未達成の場合、今後の新規補助事業の採択や予算配分等でペナルティーを科せられるのではないかと情報もあるので、水稻作付面積の的確な把握や農家に対する指導等に努めていただきたい。

上里西部土地改良区の賦課金未納額は、平成19年度から発生し、件数も未納額も少額であるため、額が増大する前に対応するよう努力していただきたい。

農業集落排水事業については、合併処理浄化槽の普及、受益者負担金等により推進が困難で

あるとのことですが、埼玉県でも生活排水処理施設整備構想を見直す方針とのこと。町でも県等の方針を受け、今後の事業推進を検討していただきたい。

また、質疑では、町民農園の利用状況、有機100倍運動推進事業の内容、住宅改修資金補助金交付事業の状況、保養施設利用補助制度の概要、農地法の制度内容及び上里西部土地改良事業の中で生み出した道路用地等の非農用地の維持管理等が出されたところであります。

次に、会計課について報告いたします。

会計課は、現在、会計管理者兼課長を含めて4名で業務を行っております。

主な内容は、現金の出納及び保管、県収入証紙の売りさばき及び保管、毎月の月例監査及び出納閉鎖後における決算の調製等を適切に行い、町長に報告を行っており、事務処理についても適正に処理されております。

20年度より職員が1名減員になり、現在のところは業務に支障は出ておりませんが、会計課は、日々の事務処理が重要でありますので、検討をしていただきたいと思います。

また、会計課は、職員の給与や旅費等現金を取り扱うことが多いことから常に危険がつきまっております。こうしたことから、事務の効率化や事故を未然に防ぐ観点から窓口での現金の取り扱いを極力少なくするような方策や対策を講ずるよう要請しておきたいと思います。

ペイオフ対策につきましても、平成17年度より全面凍結解除により、歳計現金の最も確実な方法及び健全性に配慮した管理が望まれる中、同年10月より全口座の決済用預金の適用を実施しております。

歳計現金の資金運用については、収入不足や国・県からの歳入が遅れて入ることから財源に不足を生じ、基金等からの繰りかえ処理により運用をしているのが現状であります。特に年度末において、基金等は年度を越えての運用ができないために、組み戻しを行ったわけでありませう。この結果、2,000万円の支払金不足が生じ、金融機関から一時借入をしたために利息の支払いという事態に至っております。

今後における資金運用・調達には的確に対処し、歳計現金の手当てにつきましては、関係機関等の調整により、遺漏なきよう万全を期していただくようお願いをいたします。

次に、議会事務局について報告いたします。

議会事務局は、監査委員事務局を兼ねて事務を行っております。議会費は、歳出のほとんどが議員報酬や事務局職員の人件費であり、その占める割合は9割であります。

議会事務につきましては、議会会議規則が改正され、全員協議会が正規の議会活動として明確に位置づけられたことから、会議録の作成が課題となっております。また、直近の定例会・臨時会等の議事録の調製を急ぎ、町ホームページに掲載されている議事録の速やかな追加をお願いしたところであります。

監査委員事務といたしましては、月例監査、定例監査、決算監査等の事務を行っております。
監査に対する関心の高まり、新法の制定による事務の増加などに対処すべき体制を検討する必要があると思われます。

次に、まち整備課について報告いたします。

まち整備課は、建設整備係、都市計画係の2係であります。

建設整備係においては、町道の道路維持補修事業として舗装補修、歩道修繕、水路側溝修繕等の修繕・補修工事を39カ所、道路新設改良事業として8カ所、工事延長1,231メートルの新設改良の工事を行っております。

なお、請願・陳情による道路新設改良工事については、優先順位を検討して、これからも安全で快適な道路交通環境の実現を図るために計画的に道路維持補修、道路改良に取り組んでいきたいと思っております。

町営住宅につきましては、町内2カ所の住宅団地の適正な管理運営に努めるとともに、今後も家賃の収納率向上に向けた努力をお願いいたします。

公園の管理については、公園の使用状況等により適切な管理を行い、利用者にとってよりよい環境を保つようお願いいたします。また、利用が少ない公園関連施設につきましては、当初の設置目的を踏まえ、今後の利用方法についての見直しについて検討していただきたいと思っております。各公園の遊具については、事故が起これぬよう遊具の点検をし、安全確保に当たっていただきたい。また、老朽化した遊具については、地元関係区長に相談して、遊具の補修・撤去を行うようお願いしたい。

都市計画係の開発関係事務の指導に当たっては、町の開発行為指導要綱にのっとり無秩序な開発行為を防止すること、また用途区域以外での開発等も多く行われていることにより、適切な土地利用が図られるよう努めていただきたいと思っております。

また、街路整備事業においては、都市計画道路古新田四ツ谷線の用地取得率が73%となっておりますが、今後とも地権者の協力を得て、早期にこの道路の供用開始ができるよう努力をお願いいたします。

17号バイパス（本庄道路）については、測量に入るとのことですので、早期実現に向けて今後も関係機関に要望していただきたいと思っております。

神保原駅南土地区画整理事業においては、事業施行期間が平成23年度となっておりますので、残り少ない関係地権者に理解をいただき、事業の終結である換地処分の手続に向けて事務を進めていただきたいと思っております。

最後に、税務課について報告いたします。

税務課は、住民税係、資産税係、収税係の3係体制で、職員19名と臨時職員（納税推進員）

2名の計21名で賦課・徴収事務を行いました。

平成20年度における一般会計の町税収入は40億4,100万円余りで、うち現年度分の収納が97.78%で、収納額は1,600万円余り減収となり、税源移譲に伴う影響等で収納率も0.08%減少する結果となりました。滞納繰越分につきましては4,920万円余りで、収納率11.27%、現年度と滞納繰越を合わせると89.50%の収納率となりました。約1.34%の改善が見られるものの、収納努力に対しましては評価いたしますが、なかなか整理が大きく進むこととなっておりません。

内訳といたしましては、住民税は個人住民税と法人税の合計で18億6,600万円余り、現年・滞納繰越を合わせた収納率は92.18%となり、町税収納は、前年の首位から2位になりました。

固定資産税は、償却資産が増加したことなどから、収納額が19億4,100万円余りとなり、これは町税の首位となりました。収納率は86.20%でした。

軽自動車税は、5,600万円余りの収納額で、収納率は85.04%でありました。

町たばこ税は、19年度に比べ約1.53%減少し、2億2,100万円余りの収入でありました。

町税の収入未済額は、4億6,100万円余りでありました。

国民健康保険税につきましては、6億4,000万円余りの収入で、うち現年度分は90.18%の収納となり、県下市町村の中では収納率はちょうど中央にあります。

滞納繰越分は、4,600万円余りの収入で、収納率が14.66%となりました。

合計すると収納率67.03%となり、前年に比べ1.66%減少いたしました。

収納未済額は3億2,400万円余りでありました。

不納欠損額は、町税と国民健康保険税を合わせて、倒産企業など16法人、個人515人に対して行った結果、町税1,800万円余り、国民健康保険税1,300万円余りでした。これらについては、地方税法等の根拠法令に照らし合わせた上、相当の年数が過ぎているものもあるため、承認をいたしました。

町の財政の厳しさは昨年よりさらに増大していますが、平成19年度の三位一体改革に伴う税源移譲により、自主財源である税収の確保が各市町村の財政にとってますます重要となっております。

このような中、職員の税収確保に向けての日夜の努力につきましては、納税機会の拡大のための夜間・休日の窓口開庁により582人、1,990万円余りの税収があったこと、21年度はさらに利用者数・収納額ともに増加傾向にあるとの報告も受けております。今後も夜間・休日開庁の継続に加え、さらなる納税機会の拡大と納期内納付に向けて、21年度からはコンビニ収納が実施されていると聞いております。

また、県との相互派遣による滞納整理への取り組みにより、滞納者257名に対する財産調査

や預貯金49名、所得税還付金42名などの差し押さえ、不動産公売や交付要求などにより、従来の町の対策に加え、多くの実績・成果を上げております。今後も継続してこの取り組みに期待するところであります。

さらに管理職による特別対策事業に加え、一般職員へも税務研修として収納に臨宅するなどの事業を展開し、成果を上げております。

今後は、町外転出者、外国人などの滞納へも積極的な対応策を研究し、従来の滞納整理に対しても、単に同一手法の繰り返しでなく、さらに効果的な滞納整理の手法を検討しつつ、町を挙げての収納努力を今後も継続し、迅速な滞納額の減少に向けてさらなる努力をお願いするものであります。

以上で総務経済常任委員会に付託された平成20年度決算の審査報告といたします。どうもありがとうございました。

○議長（根岸 晃君） 以上で総務経済常任委員長の報告を終わります。

次に、文教厚生常任委員長、中島美晴議員。

〔文教厚生常任委員長 中島美晴君発言〕

○文教厚生常任委員長（中島美晴君） 文教厚生常任委員長の中島美晴です。

当委員会に付託となりました平成20年度上里町一般会計決算、同国民健康保険特別会計決算、同介護保険特別会計決算、同後期高齢者医療特別会計決算、同老人保健特別会計決算並びに同水道事業会計決算で、学校教育課・学校教育指導室、水道課、町民環境課、人権共生課、図書館・郷土資料館、福祉こども課、健康保険課、生涯学習課が担当する分の決算審査を、去る9月9日から15日までの期間で担当課長及び担当職員の出席を求めて、決算書・決算説明書等をもとに慎重審査を行いましたので、各課（局等）の概要を報告いたします。

なお、当委員会に付託となりました決算につきましては、すべて認定すべきものと決定しましたので、報告いたします。

以下、各課の概要の審査を行った順に報告をさせていただきます。

初めに、学校教育課・学校教育指導室について報告いたします。

学校教育課では、小・中学校の施設整備、安全管理のための保守点検、教育委員会の定例会議の開催、教職員の人事事務、就学事務、児童・生徒の就学援助、健康診断、幼稚園就園奨励費交付事業及び要保護・準要保護の相談及びその手続の事務等を行っております。

また、学校教育指導室では、各小・中学校の学校運営、研究委嘱・県教育指導担当訪問等の調整、就学指導、教職員の人事異動及び研修、いじめ・不登校の未然防止のための教育相談、中学生海外派遣事業などを担当しております。

平成20年度の主な施設整備としましては、上里東小学校コンテナ室増築工事、神保原小学校

北校舎給水管改修工事、七本木小学校体育館サッシ水切れ漏水修繕工事、上里北中学校車いす用トイレの新設工事などが実施されました。

また、委託事業として、上里東小学校校舎改修工事実施設計業務を21年度の施工に向けて業務委託をしたところであります。これからも上里東小学校体育館等の施設の整備に御尽力いただきたいと思います。

次に、さわやか相談員についてですが、上里中学校、上里北中学校に1人ずつ配置して、生徒や保護者のさまざまな相談を受けています。また、全小学校に児童のさまざまな相談に乗るボランティア相談員、体の不自由な児童の手伝いをする介助員を配置していただいていることに感謝を申し上げます。

さらに、賀美小学校の3年生対応補助教員、上里東小学校のポルトガル語の通訳職員、その他の学校にも支援員が配置されておりますが、今後も継続できますよう強く要望する次第です。

次に、水道課について報告させていただきます。

上里町の水道事業は、水道法及び公営企業法に基づいて、安全で安心していつでも飲める安い水の供給を図り、地域住民の公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としており、上里町住民の日常生活に直接影響を及ぼす大変重大な責務を負っております。

施設は浄水場が2カ所で、計画給水人口3万4,100人、一日最大給水量1万9,800立法メートルで、安全かつ安定した給水が行われています。

平成20年度の状況について、給水人口・戸数はわずかではありますが伸びておりますが、配水量、有収水量は前年度を下回り、有収率も前年度を下回りました。

経営面では、節水型ライフスタイルの定着による使用量の減少と大口使用者の需要の減少により水道料金は減少いたしました。貸し住宅等の建設により新規加入者の増加で1,062万9千円の利益を得ております。しかしながら、まだ累積赤字は1億9,000万円であります。

また、有収率は県下でも下位であります。古い管が多くあるので難しいとは思いますが、改善をお願いします。また、料金の収納率の向上にも積極的に取り組むことを望みます。

今後の課題としましては、平成20年度より国庫補助事業を導入した石綿セメント管の更新の本格的な開始、県との協定に基づく受水量の増加、平成22年度からは電気・機械施設の更新事業等がありますので、多額の費用が必要となり、その他にも起債の未償還金が利子を合わせて39億円ほどあります。このことから財源を確保し、安定的な経営を行うための適正な水道料金の検討を行う必要があると思われます。

水道事業の経営状態は、今後、より厳しくなると思われるので、町との調整を行い、上里町水道事業の健全な運営と経営をより一層努めることを望むとともに、安心・安全な水の安定供給を願います。

次に、町民環境課について報告いたします。

初めに、町民係ですが、町民係は町民の基本である住民基本台帳、戸籍の管理、外国人登録、印鑑登録等の事務並びに各種証明書の発行を中心とした事務であります。

町の人口は、平成21年3月末現在3万2,011人で、住民基本台帳人口は3万778人、外国人登録人口は1,233人となっております。外国人の国籍は24カ国で、国別登録者はブラジル805人、中国152人、フィリピン106人、この3国で約86%であり、ほかペルー、タイ、ベトナムなど21カ国で170人となっており、前年度は両者とも増加していましたが、平成20年度は住民基本台帳人口は増加していますが、外国人登録人口は減少しております。

毎月第2日曜日に行っている開庁業務並びに新規試行で、年度末に行った臨時日曜開庁は好評であります。今後においても、住民サービスの一環として業務内容等を検討し、継続していただきたいと思いをします。

次に、生活環境係ですが、交通安全対策、一般廃棄物の適正処理及び減量化、公害対策、狂犬病予防対策、生活環境等の事務事業であります。

交通安全対策事業であります。交通事故を防止するため、交通安全運動期間における街頭指導、園児や児童・生徒、高齢者に対する交通安全指導等を開催しており、住民に対し、交通安全の意識、関心の高揚を図っております。

本庄警察及び道路管理者等と協議し、交通安全施設の整備・修繕として、道路反射鏡の設置・修繕や道路区画線表示・交通標識などの整備を行っております。しかしながら、交通事故の増大、高齢者による交通事故も多いことから、町内の交通事故削減に向け関係機関と連携し、より一層の推進を図り、さらなる交通事故防止を進めていただきたいと思います。

保健衛生事業についてであります。狂犬病予防法に基づき、登録、予防注射の実施、飼い方の指導、不明犬の処理・捕獲等を行っております。公衆衛生その他公共福祉の見地から、墓地・埋葬等に関する法律に基づき、墓地等の経営許可事務を実施しております。

環境衛生事業であります。安全で衛生的な生活環境を保護するために、埼玉県生活環境保全条例等に基づき、環境関連苦情の処理・是正指導等を行い、町民の生命・身体の保護を目的にスズメバチの駆除を行っております。昨年度、スズメバチ89件の駆除を実施しており、危険のないよう注意していただき、職員の抗体検査等により安全の確保を図りつつ、委託への移行・拡大も検討していただきたいと思います。そのほか環境に関する苦情も106件とのことであり、大変ながらも是正指導により、正しく住民を導いてほしいと思っております。

公害対策事業につきましては、公害防止対策として環境基本法等に基づき、典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭、地盤沈下）に関する苦情の処理及び指導などを行っており、環境保全のための河川等の水質検査、ダイオキシン類濃度調査について実施

しております。ダイオキシン類の調査については、その調査結果の報告を受けましたところ、昨今の環境対策が進んでおるため、ダイオキシン類の濃度について各調査地点4カ所とも環境基準を満たしており、問題のないレベルと考えられます。このため、毎年度の調査の実施から隔年または数年に一度の調査回数でよいのではないかと考えるものです。

続きまして、河川の水質検査結果ですが、町内の河川で実施された水質検査結果については、大変憂慮するものであります。検査の結果についてですが、BOD（生物化学的酸素要求量）についてですが、年2回水質検査を実施し、9月時点の検査の結果では、9地点のうち5地点について、2月実施の結果では、9地点のうち8地点について、若干ながら環境基準を超えたデータとなっております。

原因については、家庭雑排水等の流入により水質が悪化傾向にあるのではないかと思います。排水処理対策の必要性について強く望むものであります。合併処理浄化槽の普及、下水道事業の推進など、早々に行うのは大変難しいものであるとは思いますが、河川の浄化をすることは必要な、そして大変大事なことであり、河川の水は、埼玉県民・東京都民の飲料水となり、河川を浄化するための微生物、魚類等の生存のためにも排水処理対策について望むものであります。

清掃総務事業であります。環境美化、廃棄物の再資源化等を行っており、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、リサイクル活動推進奨励事業など定着してきたものの、さらなるごみの適正処理、減量化・再資源化等の推進を図っていただきたいと思います。

塵芥処理事業については、公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、一般家庭ごみの収集運搬、不法投棄物処理、し尿くみ取りの実施などを行っております。不法投棄については、年間137件10.8トンの量となっており、町外からの不法投棄もあるとは思いますが、マナーの悪さに起因するものであれば、住民への意識啓発等を図っていただきたいと思います。

次に、人権共生課について報告いたします。

同和対策事業では、住宅貸付資金償還業務、県主催事業等への参加及び運動団体の対応、補助金の交付であります。昨今の厳しい財政状況の中、住宅貸付資金償還業務の収入未済額の削減及び運動団体補助金の見直しについて、さらなる努力をお願いするところでございます。

隣保館運営事業については、相談業務、デイサービス事業、啓発・広報事業及び各種教室の開催で、文化・教養の面で大いに貢献していると思われまますので、今後とも引き続きお願いいたします。

次に、男女共同参画係であります。男女共同参画事業として講演会や各種講座を開催して

おります。

女性センター運営事業としましては、各種セミナー・講座の開催、弁護士・専門員による相談業務、館の貸し出し業務及び公民館・児童館との合同で女性センターまつりが開催されております。女性センターの施設利用者が年々増加しているのとあわせて、地域住民のふれあいの場としての機能を果たしていると思われますので、今後とも積極的な活動をお願いいたします。

次に、図書館・資料館について報告いたします。

図書館は、開館16年を経て施設設備の老朽化が進んでいます。今年度は間仕切りガラスの設置、屋根の劣化破損部分の修理などをしました。今後も修理がいろいろ発生すると思われます。

蔵書数は、一般書 7 万 5,141 点、児童書 3 万 6,036 点、視聴覚資料 2,165 点、雑誌 3,675 点、合計 11 万 7,017 点です。蔵書は、内容は古くならず鮮度を保てるよう希望します。

本のリクエストは、購入が難しいものなどは、県内公共図書館だけでなく県外の公共図書館からも借り受けて可能な限り対応しています。

利用状況は、年間貸し出し者数 4 万 461 人でした。小・中学校への団体貸し出しにも力を入れており、今後も総合学習や朝読書向けの蔵書の充実を図り、一層の連携を図っていただきたいと思います。また、学校への貸し出しの場合、本の消耗が早いので、あわせて図書購入費の増額を希望します。

蔵書の保管スペースが少ないので、蔵書を充実させるために書庫内の 2 階部分の設置を要望します。

臨時職員の賃金は、町の総務課で決めており、最低賃金に近い額で推移しているので、仕事の専門性や経験を考慮していただきたいと思います。

郷土資料館につきましては、文化財保護推進事業、遺跡保存事業、郷土資料館事業の 3 事業を実施しております。

文化財保護推進事業といたしましては、昭和 53 年度から実施した 51 遺跡の出土品について活用の促進を図るための最整理を実施しました。

文献資料の収集・整理・保存作業。町史編さん事業や新たに町民から寄託された資料の整理作業を実施しました。

町指定文化財の保存・管理・伝承を図るため補助金を交付しました。

遺跡保存事業では、平成 19 年度上里西部土地改良事業に伴い発掘調査を実施しました。五明地内の地神塚古墳の発掘調査報告書を国庫補助事業により刊行しました。

また、上里町埋蔵文化財保存活用事業としまして、町内遺跡の出土品等の積極的な活用を目指して I C タグを使用した情報・保管・管理作業の基礎情報の作成を実施しており、現在、平成 19 年度からの国庫補助事業の 2 年目であります。

町内における各種開発事業などに伴う埋蔵文化財の所在確認のための試掘調査を10件実施しました。

郷土資料館事業では、常設展示によります上里町の歴史・風土について展示解説を継続的に実施しているほか、普及事業として各種講座や出前事業、火起こし体験等の体験学習会を各地区公民館や小・中学校と連携して16事業を実施しました。

郷土資料館で実施している調査・研究の成果を多くの方々に提供するために研究紀要を刊行しております。今年度は第7号として平成19年度に発掘調査した地神塚古墳の調査成果を考察しました。

今後の課題といたしましては、伝承者の高齢化や社会状況の急激な変化の中で、無形民俗文化財の伝承が困難となっている団体に対しての援助方法についての検討が必要と思われます。担当職員の2名の年齢が高くなっており、事業の専門性や継続性からも後継する職員の採用・育成が急務であります。また、技術を持った臨時職員の雇用形態及び処遇についても検討が必要と思われます。

続きまして、福祉こども課及び所管施設について報告します。

福祉こども課については、社会福祉係、こども青少年係、児童館・保育園と幅広い業務を担当しております。

初めに、保育園事業関係の入所状況は、中央・長幡保育園とも定員60名ですが、入所の円滑化により、昨年4月1日現在、中央保育園68名、長幡保育園69名、計137名、本年3月1日現在、中央保育園79名、長幡保育園72名、計151名の入所であり、このうちゼロ歳児保育につきましては、中央保育園6名、長幡保育園4名でした。

また、一時的な保育需要や緊急時の保育需要に対応するため、一時的保育事業を実施しており、中央保育園では年間308名、長幡保育園は年間395名の利用がありました。今後も職員体制を考慮した上で、就労形態の多様化に伴う住民の要望にこたえるよう取り組みをお願いします。

次に、児童館であります。各館の利用状況は、七本木1万5,224人、上里東1万8,065人、長幡1万1,345人、神保原1万4,755人、賀美1万5,050人、計7万4,439人で、1日の平均は、七本木52人、上里東61.7人、長幡38.7人、神保原50.4人、賀美51.4人です。各児童館とも季節行事やふれあい行事などさまざまな教室等を実施しております。引き続き健全な遊びを通して子供の成長を支援していただきたいと思います。

次に、放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブ関係ですが、3月末のクラブ生は、七本木36人、上里東56人、長幡35人、神保原39人、賀美56人です。この事業は、保護者が労働等で昼間家庭にいない場合、授業の終了した放課後及び学校休業日に家庭にかわる生活の場を確保し、児童の健全育成を図るための事業でありますので、今後とも積極的に事業を推進し、仕事

と子育ての両立支援のため努力をお願いします。

次に、こども青少年係では、児童福祉、放課後児童対策、児童手当支給、保育所委託事業及び助成事業、次世代育成支援事業、青少年健全育成事業などを担当しています。

放課後児童対策事業については、公立5館と民間3館で県内でもほかにはない体制が整備され、事業が実施されています。

児童手当支給事業については、昨年度の制度改正等により支給総額は増加傾向にあり、今後の動向も気になるところであります。

保育事業としましては、入所について待機児童はいませんでした、町内6園以外の町外にあります30施設に通園している状況です。

次世代育成健全支援事業については、順調に実施されております。

青少年健全育成事業につきましては、青少年健全町民会議・青少年問題協議会を軸として、社会を明るくする運動の街頭啓発、青少年非行防止夜間パトロールを実施しています。今後も関係機関・団体と連絡調整を密に青少年の健全育成に努めていただきたいと思います。

続いて、社会福祉係について報告します。

社会福祉係の社会福祉総務事業では、民生委員・児童委員及び保護司会の事務局、町社会福祉協議会との連絡調整、関東大震災朝鮮人犠牲者慰霊祭、社会を明るくする運動等、町民福祉のための各種事業を行っております。

民生委員・児童委員54名、主任児童委員3名の57名の方が厚生労働大臣より委嘱を受け、町民福祉のために御尽力いただいております。

障害福祉関係では、障害者自立支援法に基づき事務量が増大する中、障害をお持ちの方々が地域社会で自立して生活できるよう、相談事業や助成・補助事業を行っております。

老人福祉関係では、高齢者の生きがいを見出していただくよう、老人クラブへの助成をはじめとし、敬老記念品や長寿祝い金の給付、理・美容サービス、配食サービスの提供、寝たきり老人及びその介護者等に対して手当を支給しております。また、福祉巡回バスにつきましては、来年3月で委託契約が終了となるようですが、その後の運行については、よりよい方法で検討していただきたいと思います。

老人福祉センターは、常時3人で施設の管理運営を行っており、平成14年度より、社会福祉協議会に業務を委託して運営をしております。施設の利用状況は、平成20年度につきましては、開所日244日、利用者数は1万8,163人で、1日当たり平均74人という状況でした。

施設の維持管理では、浄化槽ブロワーの交換、冷却水ポンプのバルブ交換、サッシの窓ガラスの交換、畳の表替え等の修繕や冷暖房設備でパッケージ型エアコン13基を設置しました。また、浴場の衛生面では、循環ろ過器の点検、滅菌剤の濃度チェックや水質検査を実施、レジオ

ネラ症の発生防止と浴槽水の衛生管理に努力しています。

今後、施設の老朽化に伴い、維持補修が必要となりますが、将来的な方向について検討する時期かと考えます。いずれにしましても、高齢者が憩いの場として快適に利用できるよう、施設の維持及び衛生管理について一層の努力をされますよう要望いたします。

続きまして、健康保険課及び所管施設について決算審査の報告をいたします。

健康推進係（保健センター）においての歳出総計は年間約1億円であり、内訳は、予防対策事業が約75%、母子衛生事業が19%弱、保健師設置・健康増進事業が約1%、保健センター運営事業が4%弱であります。

初めに、予防衛生事業ですが、予防接種法に基づき、平成20年度は麻しん風しんワクチンが中学1年生、高校3年生の年代が接種の対象となったところです。また、集団接種のポリオ生ワクチン、個別接種の三種混合、麻しん風しんワクチン、BCG等は、例年同様の接種率の状況が確保されております。

なお、高齢者のインフルエンザワクチン接種においては、マスコミの効果もあってか、早期予防意識の高まりにより前年比213人増、3,492人の方々の接種効果を得、インフルエンザの流行等緩和の一助となったと考えられるところです。

次に、健康増進事業ですが、老人保健法が改正され、平成20年度より、この法律に位置づけられておりました保健事業の骨粗しょう症、歯周疾患等の検診、健康相談等が健康増進法に位置づけられ、がん検診もあわせて事業が実施されました。

がん検診の受診率につきましては、胃がん、大腸がん、肺がんが1けた台の後半、子宮がん、乳がんが10%台の前半の状況で、いずれも受診率が低い状況であります。がんは、死亡率が第1位で、早期発見・早期治療のためにも1人でも多く検診を受けていただくことが大事であります。今後さらなる充実を願うところです。

次に、母子保健事業ですが、平成20年度におきましては、妊婦健診の公費負担の助成が2回から5回に拡充されたところです。少子化時代において、出産・育児・子育てと核家族化社会における子育て支援の重要な部分であります。

また、本町におきましては、母子保健法に基づき、乳幼児健診・相談等毎月実施し、個々のケースに応じた保健指導を結びつけております。加えて、母親学級、母親学級同窓会、親子・離乳教室等発達段階に合わせた事業実施を進め、発育発達につまずきのある乳幼児のよりよい成長発達を促し、家族の保育上の負担軽減のための指導・助言の機会の場の確保として、「うさぎちゃん広場（ことばの相談、うごきの相談）」を実施しており、子供たちのよりよい成長への支援をさらに充実したものとしての事業実施を願うところです。

次に、保健師業務事業・健康増進事業・保健センター運営事業ですが、それぞれ順調な取り

組みが行われた状況にある中で、町民の健康の保持と増進の拠点としての「センター」の役割と少子化・高齢化への柔軟な対応等、社会の変化に合わせた事業の実施と人員体制が求められており、保健衛生事業のさらなる充実をお願いしたいと思います。

次に、介護保険特別会計を所管する介護いきいき係、地域包括支援係について報告いたします。

介護いきいき係につきましては、平成12年の発足から介護保険制度発足9年目に入り、継続可能な制度として介護認定、介護保険サービスの給付等の適正な運用、介護予防事業の重要性が高まってきたように感じます。20年度3月末の第1号被保険者数は5,421人、前年比243人の増、要介護・要支援認定者数は756人で、前年比45人の増となっています。

上里町における認定業務については、認定の根幹をなす認定調査の調査員は、看護師や介護支援専門員等国家資格有資格者を臨時職員として採用し、調査に公正を期すため原則2人体制での調査に取り組んでおります。

審査会の状況にありましては、医師を中心に10名の委員構成による合議体が設置され、年間48回開催、合計で993件の認定の判定が行われました。今後、高齢化の進展に伴い、要介護認定申請がさらに増えることが予想され、業務にかかわる人員の強化かつ円滑な事業運営の体制の確保が急務と考えられます。また、住宅改修や介護福祉用具購入事業においても適正化等事務への対応も望まれるところです。

介護給付費の総額は10億4,834万円で、そのうちに施設介護サービスについては4億4,822万円、42.76%と大きな割合を占めています。

上里町における介護施設の整備の状況については、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）240床、介護老人保健施設80床、合計320床と高い整備状況となっております。また、給付体系では、在宅系のケアハウス70床、特定施設入所者生活介護50床、地域密着型介護サービスの高齢者の認知症者が利用できるグループホーム62床、合計182床が整備されております。それ以外については、訪問通所系等のサービスを利用している現状です。介護保険料の上昇のことも踏まえ、適正なサービス利用を望みたいと考えます。

一方、介護保険事業原資の19%を負担いただいております第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料ですが、1億9,500万円余りが収入済額となっており、前年度に比べて約3.7%の増となっております。

保険料の滞納者が介護保険制度を利用することとなった場合、給付の制限の対象となるものもあり、滞納者に対する対応をしっかりと立てていただきたいこと、加えて、介護保険サービス利用者の増加が、利用料・給付額の増加を生み、結果として保険料の上昇へという介護保険制度の基本的仕組みについて、広く住民に周知されるなど提言いたしたいと考えます。

次に、地域包括支援係（地域包括支援センター）は、平成18年4月1日から介護保険法の改正に伴い創設された機関で、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取り組みを実施していくことをその主な業務としております。

その中で、要介護認定前の高齢者の方々の介護予防事業、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止などさまざまな課題に対して、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化し、効果的な介護予防サービス等を提供することを目的とした包括的支援事業の2つを柱とした地域支援事業等を実施しております。

例を挙げますと、新予防給付事業において、要支援1・2と判定された方々の介護予防サービス計画（ケアプラン）作成対象者は、支援届け出件数が1カ月153から165人（月平均158人）、年合計1,896件あり、775万1,500円が介護予防サービス計画費分（ケアプラン作成料に対する給付）として一般会計に歳入されております。そのうち980件については、町内外17事業所（ケアマネジャー21人）に作成を委託し、一般会計の歳出として402万3,300円を介護予防委託事業所へ支払っております。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画によると、要支援1・2の方が今後着実な伸びを示し、平成23年度見込み件数が278人と予測されており、今後に占める地域包括センターの役割が重要であり、予防給付届け出申請の啓発、推進等の役割もあり、現に月平均160人前後の申請届け出によりサービスを受けております。委託事業所の介護支援専門員1人に対するケアプラン作成は8件が上限という規定の中、半数以上を介護予防委託事業所に委託している状況にあるため、今後における委託件数の増加は期待できないものと考えられます。このような状況から、今後増加することが予想されるケアプラン作成及び確認、指導等にかかわる人員の強化かつ円滑な指導体制の確保が急務と思われます。

ほかの主な事業といたしまして、要介護認定前の方々を対象とした特定高齢者把握事業がありますが、こちらの事業をしっかりと行い、要支援・要介護とならないような方策を望むところです。また、今後、増加の一途を思わせる高齢者の権利擁護、介護に関する悩みや問題に対する対応についても充実させていただきたいと考えます。高齢者福祉業務事業とのかかわりを含めて、地域包括支援センターの行政事務における役割と組織・業務内容・人的配置につき十分な検討を行い、効率性の高い地域包括支援センターの運営を望みます。

次に、医療年金係についての報告をいたします。

平成20年度は、後期高齢者医療制度の創設や特定健康診査・特定保健指導など医療制度改正による新たな業務に加え、これまでの重度心身障害者医療費支給事業、乳幼児医療費助成事業やひとり親家庭等医療費支給事業などの医療費の助成事務や国民年金事務、国民健康保険特別

会計、老人保健特別会計の医療費の給付事務に加え、後期高齢者医療特別会計の事務事業を実施したところです。

重度心身障害者医療費支給事業や乳幼児医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費支給事業の町単独事業として助成している食事代の支給については対象外とするなど、他法との関連から検討が必要かと思われます。

国民健康保険制度では、新たな高齢者医療制度の創設により、後期高齢者医療制度への支援金を負担するため、国民健康保険税では、医療分と介護分に加え後期高齢者支援分が賦課されたところであり、また、退職者医療制度の見直しにより65歳から74歳までの前期高齢者医療制度の導入により、今後、ますます少子高齢化が進んでいく中で、高齢者医療への負担が増えることが懸念され、国民健康保険の健全な財政運営を行っていくためには、国民健康保険税の賦課の適正な見直しを定期的に実施していく必要があると思われます。

また、町民の健康を守り医療費の抑制を図るべく、特定健康診査・特定保健指導が新たに国民健康保険の保険者に義務づけられ実施しているところではありますが。平成20年度の実診率が21.5%となっており、平成24年度の実診率65%を達するためには、健診体制の整備など受診率の向上を図るための方策を早急に検討し取り組んでいかなければならないものと思われます。

そのほか、平成21年1月1日から出産育児一時金が産科医療補償制度加入医療機関で出産した場合には、保険料分3万円が加算され支給されています。

次に、後期高齢者医療制度についてですが、昨年の制度発足当初は制度の周知不足によりさまざまな苦情や問い合わせがあり、国では保険料の軽減や徴収方法の見直しなどの制度改正を行い対応してきたところではありますが、後期高齢者医療の保険料の徴収については、平成20年度の調定額1億2,448万1,800円に対し収納額は1億2,365万1,360円であり、保険料徴収率97.17%、未納額102万9,020円となっているところですが、今後、保険料の滞納が増えないよう適切に対応していく必要があると思われます。

この後期高齢者医療制度につきましては、今後、廃止となり新たな医療制度が創設されるのか不透明ではありますが、国民皆保険制度を堅持し、保険対応できないような事態を招かないよう、国の動向を注視し、適切に対応願いたいと思います。

最後になりますが、生涯学習課について報告をいたします。

生涯学習課では、生涯学習係、スポーツ振興係、公民館係の3係により、町民の人生が充実したよりよいものにしていくために、生涯を通じた多様な学習活動を推進しているところがあります。また、公民館は、生涯学習の最前線として生涯学習にふさわしい魅力と活力のある学級・講座を設けて、地域の特性を生かした人づくり・地域づくりの事業を実施しております。

町民の生涯学習に向けて、現代社会の変化に対応した住民のニーズに応じた学習「いつでも、

どこでも、だれでも」が学べる地域社会を構築し、潤いと生きがいを持ち、心豊かな充実した人生を送れるよう、引き続き学習機会の提供と支援に向けてさらなる努力をしていただくよう望みます。

全町挙げての町民体育祭、乾武マラソン大会等につきましては、老若男女の大勢の参加をいただいておりますが、町民の参加者の拡大を図る工夫や今後のあり方を検討していく時期でもあると思われます。

平成20年度から新規事業で実施をいたしました放課後子ども教室の「のびっ子教室」は、上里東小学校の児童40人が、放課後、14名の指導者のもと、安全かつ安心して異年齢の仲間と勉強・読書・創作活動・遊びを通じて、思いやりの心や協調性、自主性が芽生える活動を行っており、保護者から大変すばらしいとの評価を得ております。また、わんぱく合宿塾につきましては、8年目を迎えた事業であります。保護者からは大変すばらしいとの評価を得ておりますので、今後も、町民の御期待にこたえられるよう、予算措置を含め、引き続き頑張りたいと思っております。

次に、公民館事業であります。各地区館の事業は、地区館長と中央公民館の地区館担当職員が密接に連携し、各種事業を実施いたしております。また、中央公民館独自の事業は、サケの観察学習会の1事業のみ実施されている状況であります。今後も、公民館事業は、生涯学習にふさわしい魅力と活力のある事業の実施に向けてさらなる努力をしていただく時期であると思われま。

人権教育につきましては、平成14年に特別措置法の期限が切れたわけであり、今後は、一層いろいろな角度から人権問題を考え、推進していただきたいと思ひます。

以上で文教厚生常任委員会に付託されました平成20年度決算の審査報告といたします。

○議長（根岸 晃君） 以上で文教厚生常任委員長の報告を終わります。

これをもちまして平成20年度上里町一般会計歳入歳出決算及び平成20年度上里町特別会計歳入歳出決算並びに平成20年度上里町水道事業決算に対する各常任委員会別の決算審査の結果報告を終わります。

暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

午前11時21分再開

○議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（根岸 晃君） これより各委員長報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は、各

常任委員長に対し順次発言を許可いたします。

なお、あらかじめ申し上げます。質疑は、委員長報告の範囲でお願いいたします。

13番、桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

○13番（桜井 正君） 文教厚生常任委員長さん、大変熱心な審査をいただきまして御苦労さまでございました。

早速何点かお聞きしたいんですけれども、先ほどの報告の中で住宅資金貸付事業について報告がありましたが、その中でも報告があったと思うんですけれども、歳入未済額、町が貸し付けたお金が滞っておって返済がされていない、それが7,109万6,508円あるという報告があったと思うんですけれども、この事業は、住宅を新築あるいは改築するときに町が直接貸し付けて、それを返していただいて、その金で町は簡保債等起債の返済に充てているわけなんですけれども、7,109万6,508円滞っていると。

20年度は、調定額としては7,656万8,261円返済していただく調定だったんですけども、現実的には547万1,753円しか返していただけなかったと。しかしながら、町は簡保債として772万8,850円を公債費として、簡保債、返済しているわけなんですよ。だから、収入としては547万1,753円入ってきたんですけども、支出のほうは772万8,850円という形で226万円ほど支出のほうが多くなっているわけなんですね、収入よりも。その辺を文教厚生常任委員会ではどんなふうに審査をされたのか、その辺を再度お聞かせ願いたいなと思うところです。

それから、特別会計もいいですか。

○議長（根岸 晃君） そうですね、一問一答ではないですから。

○13番（桜井 正君） 特別会計についても大変審査をされたようなんですけれども、国民健康保険特別会計についても熱心な審査をされたようでありますけれども、この審査の中で、今、全国的にも保険証の取り上げという形で大きな問題になっておりますけれども、上里町でも保険証返還を求めて、そのかわりに資格証明書を発行していると。あるいは保険証は返してもらわないけれども、短期保険証、1年普通の保険証は有効期限があるわけなんですけれども、3カ月あるいは6カ月、そういう形で短期で保険証を発行していると思うんですけれども、その辺の審査はどんなふうにされたのか、さらに詳しい説明をしていただければと思います。

もう1点お聞きしたいんですけれども、先ほど委員長から詳しい報告があったんですけども、後期高齢者医療制度、このものについて国の動向を見詰めるという報告があったわけなんですけれども、この制度、20年に発足して1年半ばかり経過したわけだけども、この制度そのものについてはどんな議論があったんでしょうか。最初からつくこと自体が国民の大きな反対の中でつくられて、つくこと自体がかなり無理があったんじゃないかなと思うんですけれど

も、文教厚生常任委員会ではこの制度そのものについてどんな議論があったのか、その３点について再度説明をお願いしたいと思います。

○議長（根岸 晃君） ４番、中島美晴委員長。

〔文教厚生常任委員長 中島美晴君発言〕

○文教厚生常任委員長（中島美晴君） 桜井議員の御質問にお答えいたします。

まず１点目、住宅貸付資金の件であります。慎重審査を当委員会におきましてはさせていただきました。大変財政が厳しい状況の中ではありますが、滞納者が現在33名おり、そのうちの15人の方が分納をされているというふうな報告をいただきました。

今、議員の質問にありました226万円に関しましては、特に改めての審議はありませんでした。引き続き住宅貸付資金の償還業務に対しまして、財政厳しい中ではありますが努力していただきたいというふうなお願いはいたしましたけれども、その金額に関しては、改めてはございません。

続けて、２点目の健康保険の資格証明者の件であります。現在、資格証明者が平成20年度は前年度対比少し増えているということで27世帯、３カ月が115世帯、６カ月が86世帯という報告であります。その点に関しまして、それ以外の改めてのそれに関しての意見は、委員の皆様からは特に出てはおりませんでした。

３点目、後期高齢者医療制度に関してであります。それに関しても、当委員会の中では改めての意見はありませんでした。

以上であります。

○議長（根岸 晃君） 13番、桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

○13番（桜井 正君） 詳しい説明ありがとうございました。

もう少しちょっとお聞きしたいんですけれども、住宅資金貸付事業の滞っている、そのために返済してもらった額が支出に対して225万7,097円不足しているんですけれども、これは町が簡保債等公債費として返還するために一般会計から充当しているということを文教厚生常任委員会の皆さんは認識していただいたのでしょうか、どうか、その辺の答弁を再度お願いしたいのが１点。

それから、もう一つは、今、国民健康保険の中の資格証明書の発行が27件、それから短期保険証３カ月が115件、６カ月が86件発行したという詳しい説明がありました。

過日の一般質問に対して町長は、町は確かに資格証明書を発行したり短期保険証を発行しているけれども、資格証明書を発行して保険証を返還してもらおうと医者にかかりづらい、だから弱者からは取り上げないんだよと。要するに子供、国のほうでは小学生以下は取り上げないよ

うにという厚生労働省から強い指導、通達が来ているわけです。上里町でも、その通達に基づいて、子供、お年寄り、障害者、そういう弱者からは保険証は取り上げていないんですよ、そういう町長の答弁があったわけですが、文教厚生常任委員会においても、この町長の答弁を厳格に事務方で守ってもらえるよう、そうした要望等なされたのでしょうか、どうか、その辺を再度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（根岸 晃君） 4番、中島委員長。

〔文教厚生常任委員長 中島美晴君発言〕

○文教厚生常任委員長（中島美晴君） 桜井議員の再質問にお答えいたします。

まず1点、住宅貸付資金の件でございますが、文教厚生常任委員会の委員の皆さんも一般会計からの支出であるということは十分に認識はしております。でありますので、一般会計からの簡保償としての差額ですね、226万円足らない部分が出ているということは認識しております。でありますので、報告にも載せていただきましたが、今、大変厳しい経済事情の中ではありますが、さらに本当に徴収に当たっては努力していただきたい旨お願いはいたしました。

あと、もう一つ、国保の資格証明のことでございますね。国保資格証明のことでありますが、一般質問の中での町長の答弁に対しての件は委員会審査の中では話は出ておりませんでしたので、その件に関しての改めての審査といいますか意見はありませんでした。

○議長（根岸 晃君） ほかに質疑はございますか。

桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

○13番（桜井 正君） 勘違いしているんじゃないかなと思うんですが、私のお聞きしたいのは、国民健康保険税の滞納者に対して町は保険証の返還を求めて資格証明書を発行しているけれども、国からも指導も来ておりますし町長も答弁しているように、弱者からは取り上げないんだと。子供、今、中学生以下は保険証は取り上げないと、全国的にもそういう方向になっていると思うんです。だから、上里町においても小学生、中学生あるいはその他の子供、中学生までは滞納がある世帯においても保険証は取り上げない、資格証明書は発行しないと。そのほかにもお年寄り、病弱な人、障害者、そういう人たちに対しては、滞納があったとしても保険証は取り上げない、資格証明書は発行しないと。そういう状況については、そういうふうになっているのかどうか、その辺をお聞きしたわけです。

○議長（根岸 晃君） 4番、中島委員長。

〔文教厚生常任委員長 中島美晴君発言〕

○文教厚生常任委員長（中島美晴君） 大変失礼いたしました。ただいまの桜井議員の御質問の内容に関して、国民健康保険証ですね、弱者の方、特にお子さんや病気を持っていच्छ

るお年寄りの方等、そういった方たちが滞納していても取り上げないのかどうなのか、取り上げていないのかどうなのかといった、そこまでの突っ込んだ審議は、大変申しわけありませんが、委員会としてはそこまではしておりませんでした。今後、しっかりとやってまいりたいと思います。

○議長（根岸 晃君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、委員長報告についての質疑を終了いたします。

日程第19、認定第1号 平成20年度上里町一般会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

まず、認定に反対の方の発言を許可いたします。

13番、桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

○13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

平成20年度上里町一般会計決算の認定に反対する討論を行います。

平成20年度の上里町一般会計は、収入済額で74億800万7,461円、支出済額70億6,613万3,833円であります。

まず、町税の調定額は45億7,027万1,521円、収入済額が40億9,053万5,464円で、そして収入未済額は4億6,075万6,226円です。また、不納欠損額として1,899万9,831円でありました。ところが同和減免として、固定資産税が117件で417万4,900円が減免されております。町県民税については平成19年度で減免は廃止されましたが、固定資産税については平成20年度においても減免され、21年度で終了になるとのことです。このような不公正な減免は一日も早く廃止されなければならないと思うところであります。

次に、諸収入の調定額1億2,338万3,370円、このうち収入済額が5,228万6,862円です。収入未済額が7,109万6,508円であります。すなわち住宅資金貸付事業で町が貸し付けた資金が、返済が7,109万6,508円滞っていることであります。そのために公債費として6億5,975万1,075円支出しておりますが、その中の住宅資金貸付事業の長期債元金が675万2,638円、そして長期債利子が94万6,213円、この中で225万7,097円が不足しますので、一般会計から持ち出しているということでもあります。

そして、3つ目といたしまして、人権推進費として943万2,830円支出をしていますが、同和対策事業として899万8,580円支出されております。国の同和対策に関する法律は終了しているので、この支出は不法であり、町独自の不要な支出になるのではないのでしょうか。

内容は、運動団体支部活動費補助金が今2団体、かつては3団体ありましたが、1団体は任務を終えた、使命を果たしたということで解散をし、今2団体に対して827万5,000円支出されております。2つの団体の助成分を含めてこれだけ支出されているわけであります。このような支出に強く反対をしたいわけであります。

今、町を挙げて行財政改革に取り組み、新行財政改革推進プランの推進中ということで、補助金の削減、廃止や減額、そして特別職への費用弁償の停止などを実施している反面、このような補助金の支出に強く反対をするものであります。

4つ目といたしまして、人権教育費として1,310万5,531円支出しておりますが、同和教育集会所事業の集会所指導員報酬3人分、360万円、そして集会所管理人賃金144万円が支出されておりますけれども、集会所はその地域のコミュニティの場として活用されております。教育委員会で管理して、いつまでもこういう形での同和教育を進めるのではなくて、各地域のコミュニティの場として会館として現実に使われておりますので、各地域で管理をしていただく、そういうコミュニティの場としての地域の会館にしていくべきだと思います。町の教育委員会が直接管理をして同和教育を進める時期ではない。今、県では同和教育ということはやっておりません。人権教育を進めているわけでありますので、こうした予算は廃止すべきだと思います。

5つ目として、隣保館運営として1,612万1,847円支出されておりますが、隣保館長の報酬252万円については、これは館長は町の職員が管理すれば必要なくなるわけでありますし、生活相談員報酬が120万円支払われておりますけれども、民生委員は無報酬で各地域でもっと多くの生活相談に応じておりますので、そうした精神で取り組むべきではないでしょうか。事実上、運動団体の人たちが多くは活用しているところでありますので、民生委員と同じようにボランティア精神で生活相談に応じていただくと。そうすれば、隣保館長の報酬、生活相談員の報酬は削減できることになります。

今、町を挙げて行財政改革に取り組んでおりますが、監査委員の意見でも、上里町新行財政改革推進プランのより実効ある取り組みによって今後一層諸経費を削減するようにと指摘しております。行財政改革とは無駄を省くことなのに、このような事業については聖域扱いして一切手をつけない、こういう平成20年度上里町一般会計決算の認定に反対をするものであります。

以上です。

○議長（根岸 晃君） 次に、認定に賛成の方の発言を許可いたします。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第1号 平成20年度上里町一般会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立多数であります。

よって、平成20年度上里町一般会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午後1時30分再開

○議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（根岸 晃君） 日程第20、認定第2号 平成20年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。

まず、認定に反対の方の発言を許可いたします。

13番、桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

○13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

平成20年度上里町国民健康保険特別会計決算の認定に反対する討論を行います。

平成20年度国民健康保険特別会計は、収入済額30億146万9,629円、収入未済額3億2,451万9,354円ですが、国民健康保険税の調定額は10億2,496万6,122円で、収入済額は6億8,700万3,290円です。収入未済額は3億2,442万7,283円です。

国民健康保険税の滞納世帯は全国で453万世帯、20.9%に上り、5世帯に1世帯が国保税を払えない、こういう状況にあると言われております。上里町においても調定額10億2,496万6,122円に対して、収入済額が6億8,700万3,290円で、収入未済額が3億2,442万7,283円でございますが、不納欠損が1,353万5,549円となっております。ところが、滞納世帯の多くは所得額が200万円以下、所得ゼロとか所得不明、すなわち未申告も30%含まれております。

上里町では、国保税の納税を高めるために特別体制をつくって滞納者に対する収納活動をしております。また、滞納者に対しては、保険証の取り上げ、すなわち資格証明書の発行を27件、そして短期保険証の発行は、6カ月が86件で3カ月が115件となっております。

安心して医療が受けられる状態をすべての国民に保障するためにつくられた、そして社会保険に入れない人たちが最終的に加入する国民健康保険制度が、納税を高めるために厳しい取り立てをしたり保険証を取り上げたりして滞納者を締め出そうとしているわけであります。その

ために全国では医者にかかれず死亡に至った人が31件もいるようであります。経済大国とか先進国などと言われている日本で、住むところがなくホームレスになったり、働いても働いても生活できないワーキングプアと言われる人たち、生活費がなく餓死したり、病気になっても医者にかかれず死亡する人たちも増えているようであります。

国民健康保険法第44条は、「保険者すなわち市町村は、特別の理由がある被保険者すなわち住民に対し医療費の一部負担を猶予または減免することができる」と定めております。上里町では、こうした定めが十分機能していないのではないのでしょうか。格差社会と言われている今、国民健康保険税を払える払えないで肩身の狭い思いで生活をしている住民がいっぱいいる状況の中で、そういう人たちにペナルティーを科してさらに苦しめる、こういう平成20年度の上里町国民健康保険特別会計の決算認定に反対するものであります。

以上です。

○議長（根岸 晃君） 次に、認定に賛成の方の発言を許可いたします。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第2号 平成20年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立多数であります。

よって、平成20年度上里町国民健康保険特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定しました。

日程第21、認定第3号 平成20年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第3号 平成20年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、平成20年度上里町介護保険特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定しました。

日程第22、認定第4号 平成20年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

まず、認定に反対の方の発言を許可いたします。

13番、桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

○13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

平成20年度上里町後期高齢者医療特別会計決算の認定に反対の討論を行います。

後期高齢者医療制度は、国民の大きな反対の中で、昨平成20年度から始まりました。そもそもこの制度は、75歳以上の高齢者を後期高齢者医療保険に移したことであります。この人たちの多くは、扶養者として保険料の負担も医療費の負担もなかったのに、後期高齢者医療制度が創設されたことにより保険料は年金から天引きされ、そして医療費も病院の窓口で1割負担することになりました。後期高齢者75歳以上の人たちは、年金と合わせると年間では10万円以上に、月々では1万円近い負担になり、年金から天引きされることになります。

後期高齢者医療特別会計の創設により、後期高齢者支援金として75歳以下の人たちも負担金、支援金を支出しなければなりません。このように75歳以上の人たちを後期高齢者として別枠の医療制度にするということで世界に例のない大変悪い制度で、医療費の削減を目的にした自民党・公明党政権の象徴と言われ、官僚の作成した法案をそのまま提案した官僚支配の典型とも言われております。

一昨日発足した鳩山政権は、後期高齢者医療制度は廃止するとマニフェストに明記しており、長妻新厚生労働大臣も直ちに廃止すると言明しております。このような後期高齢者医療制度そのものを認めることはできません。

よって、平成20年度の上里町後期高齢者医療特別会計決算の認定に反対するものであります。

以上です。

○議長（根岸 晃君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第4号 平成20年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立多数であります。

よって、平成20年度上里町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についての件は、認定する

ことに決定しました。

日程第23、認定第5号 平成20年度上里町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第5号 平成20年度上里町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、平成20年度上里町老人保健特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定いたしました。

日程第24、認定第6号 平成20年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第6号 平成20年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、平成20年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定しました。

日程第25、認定第7号 平成20年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第7号 平成20年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、平成20年度上里町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定しました。

日程第26、認定第8号 平成20年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第8号 平成20年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、平成20年度上里町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についての件は、認定することに決定しました。

日程第27、認定第9号 平成20年度上里町水道事業決算認定について、これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより認定第9号 平成20年度上里町水道事業決算認定についての件を起立により採決いたします。

本決算は、認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立全員であります。

よって、平成20年度上里町水道事業決算についての件は、認定することに決定しました。
暫時休憩いたします。

午後1時46分休憩

午後2時5分再開

○議長（根岸 晃君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第28 請願について

○議長（根岸 晃君） 日程第28、請願についての件を議題といたします。

総務経済常任委員会に付託いたしました請願第18号 農地法の改正に「反対」する請願書、

請願第19号 場外車券売場建設反対に関する請願書、請願第20号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願書、これについての件は、閉会中及び休会中の審査結果報告書が提出されておりますので、会議規則第41条第1項の規定により、委員長より報告を求めます。

総務経済常任委員長、高橋正行議員。

〔総務経済常任委員長 高橋正行君発言〕

○総務経済常任委員長（高橋正行君） 総務経済常任委員長の高橋正行です。

初めに、6月定例会で当委員会に付託され、継続審査となっております請願第18号 農地法の改正に「反対」する請願書についての審査経過及び結果を報告いたします。

審査は、8月20日午前9時30分から常任委員会を開催し、委員全員と議長に出席をいただき審査をいたしました。

審査経過ですが、農地法を改正する法律は、既にさきの臨時国会において可決・成立いたしており、その点を踏まえて委員の意見を求めました。

委員からは、請願の趣旨・内容は時期を逃したため審査することの是非や、一般企業が農業参入した場合における農業・農地に与える影響や土地利用の将来を懸念する意見などが出されました。

結果につきましては、請願そのものが法改正より必要性を欠くもので不採択にすべきという意見もありましたが、農業・農地に対する問題もある点を考慮し、意見書を提出しない趣旨採択が妥当であるという意見で一致したところでございます。

次に、同じく継続審査となっております請願第19号 場外車券売場建設に関する請願書についての審査経過及び結果を報告いたします。

本請願の審査に当たりましては、請願人及び埼玉県県営競技事務所から競輪事業に対する実情等を聞くなど常任委員会を3回開催いたしました。いずれの委員会にも委員全員の出席を得ております。

審査経過ですが、8月20日に開催された常任委員会で請願第19号の審査とあわせて1回目の審査を行いました。この審査では、請願に添付されていた立野区長等の同意書の差し替えがあり、建設予定地の所有者及び地域住民の状況等について議論をしたところでございます。

2回目につきましては、9月11日午前10時30分から開催した常任委員会で、請願人及び埼玉県県営競技事務所から競輪事業に対する実情等を聞くための日程について協議したところです。

3回目につきましては、9月15日午前10時30分にさいたま市にあります埼玉県県営競技事務所に出向き、所長を初め競輪事業にかかわる部門の企画調整担当の担当者と意見交換を行いました。県営競技事務所では、競輪事業の状況や委員からの質問に対する説明がありました。同日午後3時30分からは請願人に委員会へ出席していただき、請願に対する地域の実情等をお聞

きしたところであります。

なお、請願人のほかに3名の方が委員会を傍聴のため同席いたしました。

審査結果につきましては、地域住民の動向等を見きわめるため継続審査にするべき旨の発言もありましたが、採決の結果、委員多数の賛成により採択すべきものと決定したところでございます。

次に、今期定例会で当委員会に付託となりました請願第20号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願書についての審査経過及び結果を報告いたします。

本請願につきましては、9月11日及び15日に審査を実施いたしました。

審査経過であります。9月11日の審査につきましては、初めに所得税法第56条の概要について、税務課長・担当者から説明を求めました。

審査では、説明を受けた所得税法第56条の法令上の問題点、第56条と第57条と申告制度に関連する意見が出されました。また、請願提出者から事情聴取することを決定いたしました。

9月15日の審査につきましては、請願人から請願提出の背景、実情等の説明を求めました。質疑では、所得税法第56条及び第57条の申告制度についての考え方をお聞きしたところです。

なお、請願人のほかに4名の方が委員会を傍聴のため同席いたしました。

結果につきましては、請願に対する考え方等さまざまな意見が出されましたが、採決の結果、継続審査にすべきものと決定いたしました。

以上で当委員会に付託となりました請願の審査経過及び結果報告を終わらせていただきます。

○議長（根岸 晃君） 以上で総務経済常任委員長による審査結果並びに経過報告を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

13番、桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

○13番（桜井 正君） 13番の桜井正です。

請願第19号の採択に反対をする討論、そして請願第20号、請願の採択を求め、継続審査に反対をする討論を行います。

まず、請願第19号は、場外車券売場建設に関する請願であります。この請願につきましては、平成18年9月定例会において嘉美地区内旧ダイヤモンドパチンコ跡地に建設申請された競輪場外車券売場の建設に反対する請願が提出され、平成18年の12月定例議会において趣旨採択

をされているものであります。

そのときの請願は、大字嘉美の5人の区長が連名で、しかも810名の署名をつけて提出されたものでありました。しかもその審議の中では、議論をする中では、趣旨採択ではなくてちゃんと採択すべきという強い意見がある中での趣旨採択であり、この請願に対して反対の意見はありませんでした。しかしながら、請願第19号については、既に建設反対の請願が採択されているのに全く相反する建設に関する請願であります。しかも既に建設反対の請願が採択されてから3年もたたずして同じ議会に提出されたものであります。

こうした中で審議された請願第19号については、議会の権威と品位を保つためにも慎重に審議すべきと継続審査を主張し、採決の結果は、継続審査を求める意見は2人で採択に賛成する賛成者が3人ということで賛成多数ということになり、採択されたものであります。

まず、この請願についての問題点を幾つか述べますと、まず請願提出者は建設予定地の関係者ということであります。

2つ目といたしまして、添付資料で立野及び立野南の3人の区長と10人の班長の同意を得ているということでもありますけれども、多くの住民はこの請願について知らされていない、こういうことであります。3年前に建設反対の請願に署名した人たちは、区長の同意書が提出されていることについては全く知らされていないということでもあります。しかも区長は、昨年11月に環境を守る会を解散するまでは、この環境を守る会の役員として活動していたとのことであり、建設賛成の同意書を提出するのであれば当然住民の同意を得るべきであり、大字嘉美地区住民の意見は全く無視されたものであります。

3つ目といたしまして、昨年11月に嘉美の環境を守る会を解散したのは、株式会社スターヒルズが建設予定地を売却し撤退するとの予想で解散したもので、住民の反対運動が勝利したものだ地域住民は信じているところであります。

4つ目といたしまして、過日、総務経済常任委員会として埼玉県県営競技事務所を視察・研修してきましたが、埼玉県は施工者、主再建者になる考えはなく、また、経済産業省の許可を得るためには地元の同意が条件とのことでもあります。

地元の同意とは、1つは町の同意、町長の同意、もう1つは議会の同意、そして、3つ目といたしまして地元自治会の完全なる同意ということであり、本議会において採択したからといって決して建設が可能となるものではありません。

総務経済常任委員会において賛成者3人で多数決ということで採択することは全く無責任であり、議会の品位と権威を下げるものであります。

よって、請願第19号については採択ではなくて継続審査として慎重に審査すべきものであり、請願第19号の採択については反対をするものであります。

続きまして、請願第20号についてであります。請願第20号は、所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出の請願であります。これにつきましても総務経済常任委員会では、請願第20号は採択に賛成する者が1名、反対する者が1名、趣旨採択を主張する者が1名、継続審査を求める者が2名で、委員長の判断で継続審査となりました。

この請願については、継続審査ではなくて直ちにこの場で採択をすべきと請願第20号の採択を求め、継続審査になったことに反対の討論をいたします。

まず、この法律は、戦前の1887年に制定されたもので、家父長制度の中で世帯主が納税する者とされてきました。その後、1949年にシャウブ勧告を受けて、翌年から個人単位課税に変えられたものであります。しかしながら、所得税法第56条はそのまま残されてしまいました。そのために「家族従業員の給料を必要経費と認めない」、こういう条文が残ったものであります。

2つ目といたしまして、所得税法第56条は「生計を一にする配偶者とその親族が事業に従事した際、対価の支払いは必要経費に算入しない」、このように規定しております。このため家族従業員の給料については、税法上、必要経費として事業費収入から控除することは認められず事業主の所得とみなされ課税されているものであります。白色事業専従者控除では、事業主の所得からは配偶者86万円、家族50万円が控除されますが、家族従業員が働いた分、給料が正当に反映されているものとは言えません。零細業者の経営を圧迫するとともに家族従業員は社会的にも自立できずにいます。そして所得税法第57条では、「青色申告の場合、専従者の給料を必要経費と認める」とされていますが、これは問題の本質を解決するものにはなっておりません。

3、所得税法第56条によって配偶者の働き分、時賃賃金が必要経費と認められず、控除は一律年間86万円とされていることから低所得者とみなされてしまいます。このため損害保険の補償額は不当に低くされてしまいます。また、保育所への入所申請でも家族従業員には働き分が給料として認められないため、所得証明書、源泉徴収票がありません。そのため仕事をしていないとみなされ、入所の際にも不利になってしまいます。

4、1999年6月の男女共同参画社会基本法の施行等を力にして、今、全国の自治体でも所得税法第56条の廃止を求める意見書が全会一致で採択されております。北海道では25の市町村で、埼玉県でも川口市や狭山市、蕨市、そして隣の本庄市や美里町でも意見書が採択されているところであります。

こうした理由から、この請願第20号については、継続審議ということではなくて、直ちに本日の本会議において採択することを強く求め、この請願第20号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願に対して賛成であり、委員長報告の継続審査には反対をするものであります。

以上です。

○議長（根岸 晃君） ほかに討論はありませんか。

11番、桜井彪議員。

〔11番 桜井 彪君発言〕

○11番（桜井 彪君） 11番、桜井彪です。

今回の19号に対してましては、3カ月前の810名の貴重な署名のあるものが既に提出されております。その中で、今回のこの請願が出ました。やはり同僚議員からも出ましたように、私は、今回、これがこのままでもし通過するとすれば、地元住民は反対の請願を3カ月の後に署名をつけてまた出される、これではイタチごっこであります。ぜひ、今回のこの問題については、私は地元の中でもう1回あるいは2回、前に判こをついてくれた人がいるわけですから、その人が今回は反対に回ったということはどこからそうなったのか、そこをきちっと精査し、そして、その中ではっきりした上で、今回やっても継続審議にしておいて、もう一回慎重にやるべきだというように思います。

よって、私は、ぜひこの件は継続審議をお願いをしたいということで反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（根岸 晃君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより請願第18号 農地法の改正に「反対」する請願書についての件を起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員会の決定のとおり趣旨採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立多数であります。

よって、本請願は趣旨採択することに決定しました。

続いてお諮りいたします。

これより請願第19号 場外車券売場建設に関する請願書についての件を起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員会の決定のとおり採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立多数であります。

よって、本請願は採択することに決定しました。

続いてお諮りします。

請願第20号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願書についての件を起立により採決いたします。

本請願は、総務経済常任委員会の決定のとおり継続審査することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（根岸 晃君） 起立多数であります。

よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

なお、総務経済常任委員長より、請願第20号 所得税法第56条の廃止を求める意見書提出の請願書について、会議規則第75条の規定により、閉会中も引き続き審査をしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（根岸 晃君） 次に、議会運営委員長より次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（根岸 晃君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定しました。

◎閉 会

○議長（根岸 晃君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって平成21年第6回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時33分閉会